

青梅市テレワークスポット等公衆無線LAN利用規約

1 目的

この利用規約は、青梅市（以下「市」という。）がテレワークスポットの利用等について対象施設で提供する無線LANによるインターネット接続サービス（以下「本サービス」という。）の利用を定めるものである。

2 規約の適用

本サービスを利用した者は、本規約に同意したものとみなす。また、本規約のほか、国内法を遵守するとともに、市が本サービスの提供にあたり契約している東日本電信電話株式会社のギガらくWi-Fi利用規約等についても同意するものとする。

3 利用場所および利用時間

本サービスが利用可能な場所（以下「本施設」という。）は別表に定めるとおりとし、利用時間は1回1時間、接続回数は無制限とする。ただし、利用時間は、イベント等の実施に合わせ、変更する場合がある。

4 利用料金

サービスの利用料金は無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、当該利用者が負担するものとする。

5 機器の準備

本サービスを利用するための通信機器は利用者が準備するものとする。

6 セキュリティ

本サービスの利用に際しては、盗聴、改ざん、なりすまし等の情報セキュリティ上のリスクがあるため、サービスの利用に必要なセキュリティ対策、有害サイトへのアクセス制限、その他の接続設定は利用者が自らの責任のもとで行うものとする。

7 利用情報の記録

- (1) 本サービスにおいて、利用状況および不正アクセス確認のため、本サービスへの接続状況を記録することができるものとする。
- (2) 前項の定めにより接続状況を記録した場合、本サービスにおいてはその接続状況について個々の端末装置が特定できる形式での公開はしないものとする。ただし、法令にもとづき、官公

庁、捜査機関等から開示または提供を要求された場合はこの限りではない。

8 禁止事項

本サービスの利用にあたっては、法令等で定める他、次の行為を行ってはならないものとする。

- (1) 本施設もしくは第三者の著作権またはその他の権利を侵害する行為および侵害するおそれのある行為
- (2) 本施設もしくは第三者の財産またはプライバシーを侵害する行為および侵害するおそれのある行為
- (3) 本施設もしくは第三者に不利益または損害を与える行為および与えるおそれのある行為
- (4) 本施設もしくは第三者を誹謗中傷する行為
- (5) 本施設もしくは第三者の保有する情報等を不正に収集、開示する行為
- (6) 公序良俗に反する行為およびおそれのある行為もしくは公序良俗に反する情報を他に提供する行為
- (7) 犯罪的行為または犯罪的行為に結び付く行為もしくはそのおそれのある行為
- (8) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを本サービスを通じてまたは本サービスに関連して使用しもしくは提供する行為
- (9) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引およびその他の目的で特定もしくは不特定多数に大量のメールを送信または誘導、誘発する行為
- (10) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律に違反するまたは違反するおそれのある行為
- (11) 有償、無償にかかわらず、第三者にサービスを提供することを目的とした行為
- (12) その他、市が不適切と判断する行為

9 通信利用の制限

本サービスに関しては、フィルタリングにより特定のウェブサイトへの接続を制限することができるものとする。また、本サービスの運営上必要であると判断したときに、個別、または全体の帯域を制限することができるものとする。

10 利用の中止

利用者が本規約に反した場合、または施設管理上、施設管理者

が必要と認める措置に従わない場合は、利用を中止できるものとする。

11 本規約の変更

本サービスに関して、利用者に予告することなく、利用方法の変更、中止または廃止することができるものとする。

12 免責

- (1) 本サービスでは利用者が所持するスマートフォン、タブレット、パソコン等の設定、接続等に関する個別の問合せには対応しないものとする。
- (2) 本サービスでは電波状況、回線状況によりその接続や速度は保障しない。
- (3) 本サービスで提供されるインターネット接続およびその接続を通じて送受信する情報等についてはいかなる保障もしないものとする。
- (4) 本サービスの提供に関して利用者に生じた損害、利用できなかったことによる損害およびその他いかなる損害について、市は一切の責任を負わないものとする。

附則

この規約は令和3年3月31日から施行する。

○別表

| 施設名称等 | 所在地 |
|--------------|-------------------------|
| 青梅市長淵市民センター | 青梅市長淵 6 丁目 492 番地の 1 |
| 青梅市大門市民センター | 青梅市大門 2 丁目 288 番地 |
| 青梅市梅郷市民センター | 青梅市梅郷 3 丁目 749 番地の 1 |
| 青梅市沢井市民センター | 青梅市沢井 2 丁目 682 番地 |
| 青梅市小曾木市民センター | 青梅市小曾木 3 丁目 1,656 番地の 1 |
| 青梅市成木市民センター | 青梅市成木 4 丁目 644 番地 |
| 青梅市東青梅市民センター | 青梅市師岡町 3 丁目 9 番地の 6 |
| 青梅市新町市民センター | 青梅市新町 4 丁目 17 番地の 1 |
| 青梅市河辺市民センター | 青梅市河辺町 6 丁目 18 番地の 1 |
| 青梅市今井市民センター | 青梅市今井 2 丁目 908 番地の 1 |

電波伝搬状況により別表に掲げる施設内においても利用できない場合がある。また、本サービスの利用は原則別表に掲げる施設の建物内とする。